

## 医師確保計画（案）

## 第 1 章 計画の基本的な考え方

## 1 計画作成の趣旨

医師偏在対策が全国的に問題になっています。

平成 30 年 7 月の「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」に基づき、全国ベースで三次医療圏ごと及び二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価した指標（以下「医師偏在指標」という。）が算定され、都道府県においては、三次医療圏間及び二次医療圏間の偏在是正による医師確保対策等を、医療計画の中の新たに「医師確保計画」として策定することが求められています。

## 2 計画の位置付け

医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」

## 【医療計画】

医療法第 30 条の 4 の規定により、都道府県は、厚生労働大臣が定める「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本方針」に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）を定めることとされています。

## 3 計画期間

計画期間は、令和 2 年（2020 年）4 月から令和 6 年（2024 年）3 月の 4 年間です。

## 4 医師確保計画の全体像

- (1) 厚生労働省が示す医師偏在指標の計算式・計算方法に基づき、医師偏在指標を定め、それに基づき、圏域毎に医師少数区域、医師多数区域を設定し、医師の確保の方針、具体的な医師数を設定します。
- (2) 医療圏ごとに医師確保の方針について定めたうえで、具体的な目標医師数を設定します。
- (3) 目標医師数を達成するために必要な施策について、具体的に盛り込みます。

## 5 留意事項

- (1) 2025 年の地域医療構想の実現に向け、医療機関の統合・再編等が進展することが見込まれることから、どの程度医師確保を行うべきかについては留意する必要があります。
- (2) 地域医療提供体制の観点から必須とされる機能を果たすため、やむなく長時間労働となる医療機関について、設定されている上限水準達成に向け、当該医療機関における取組に加え、特に医師少数区域等に属する医療機関については、集中的に医師の確保を行うなどの配慮が求められます。

## 第2章 医師偏在指標及び医師少数区域・医師多数区域

### 1 医師偏在指標とは

全国ベースで医師の多寡を統一的、客観的に比較・評価する指標

### 2 医師少数区域・医師多数区域とは

(1) 医師少数区域：医師偏在指標の下位 33.3%

(2) 医師多数区域；医師偏在指標の上位 33.3%

### 3 医師偏在指標及び医師少数区域・医師多数区域の設定について

(国の示す計算式で算定)

	医師 偏在指標		医療施設 従事医師数 (2016年)	計算上の 目標医師数 (2023年)	目標医師数 (2023年)	必要医師数 (2036年)
青森県	172.9	医師少数	2,563	2,886	2,886	3,369

津軽地域	238.8	医師多数	846	522	846	738
八戸地域	162.2	医師少数	587	547	587	882
青森地域	172.9	—	649	548	649	789
西北五地域	116.6	医師少数	159	184	184	309
上十三地域	122.4	医師少数	217	258	258	463
下北地域	164.6	—	105	98	105	187

#### <用語の整理>

- ・医療施設従事医師数：三師調査、2016年12月31日現在の医師数
- ・計算上の目標医師数：計画終了時点（4年後）の医師偏在指標が、計画開始時点の下位 33.3%の指標値を超える医師数。 $33.3 \text{ パーセントイル指標値} \times 2023 \text{ 年推計人口} \times 2023 \text{ 年時点の標準化受療率比}$
- ・目標医師数(2023年)：今期計画上の目標医師数
  - ① 医師少数区域：※1の数値（ただし現在時点の医師数が計算上の目標数を上回っている場合は現在の医師数を維持することを目標とする。）
  - ② 医師少数区域以外：現在の医師数
- ・必要医師数(2036年)：医師偏在是正を達成する（全国の医師数が全国の医師需要に一致する医師偏在指標と同じ医師偏在指標となる値（長期的な目標））  
 ※全国の医師数は医師の供給推計を基に推計。医師の働き方等を考慮して、女性医師：0.8、高齢医師：0.8、研修医1年目：0.3、研修医2年目：0.5としている。

○患者の流出入の調整

①三次医療圏

国から示された偏在指標は、以下の患者の流出入を見込んだ上で算定されています。

(入院患者数：2017 患者調査、外来患者数：2015 国勢調査の昼夜間人口比を基に算出)

青森県の患者流出入

岩手県から流入：200人／日、岩手県へ流出：100人／日

秋田県から流入：100人／日

これとは別の算定で見込む必要がある場合は、関係する都道府県と調整の上、厚生労働省に報告する必要があります。

・国のガイドラインQ&Aにおいては、1,000人未満の流出入は調整する必要はないとされている。

・調整したからと言って、医師不足県であることに変わりはない。

・岩手県、秋田県などから、現在までに相談はない。

以上のことから、調整は不要と考えます。

### ③ 二次医療圏

下表の流出入数値を見込んで指標が算定されています。三次医療圏と同様、これとは別の算定で見込む必要がある場合は、関係する都道府県と調整の上、厚生労働省に報告する必要があります。

#### 【入院】

##### 【参考数値】 入院における都道府県内二次医療圏間患者流出入表

※1 出所元 平成29年患者調査をもとに作成（病院のみ）。都道府県内二次医療圏間の流出入数は患者調査の表章単位百人以下の場合0と表記されるため、医師偏在指標作成に使用した流出入数と異なる場合がある。

※2 算出方法 二次医療圏間患者流出入調整係数 = [当該二次医療圏の入院患者数(患者住所地) + 当該二次医療圏外からの入院患者流入数 - 当該二次医療圏外への入院患者流出数] ÷ 当該二次医療圏の入院患者数(患者住所地)

02 青森県	患者数（施設所在地）（病院の入院患者数、千人/日）							患者総数 (患者住所地)	患者流出入	
	0201 津軽地域	0202 八戸地域	0203 青森地域	0204 西北五地域	0205 上十三地域	0206 下北地域	都道府県外		患者流出入数 (千人/日)	患者流出入 調整係数
患者数 (患者住所地)	0201 津軽地域	2.5	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	2.6	0.4	1.154
	0202 八戸地域	0.0	3.2	0.0	0.0	0.1	0.0	3.4	0.2	1.059
	0203 青森地域	0.2	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.3	1.094
	0204 西北五地域	0.2	0.0	0.1	1.1	0.0	0.0	1.4	-0.3	0.786
	0205 上十三地域	0.0	0.2	0.2	0.0	1.2	0.0	1.6	-0.3	0.813
	0206 下北地域	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	0.6	-0.1	0.833
	都道府県外	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
患者総数(施設所在地)	3.0	3.6	3.5	1.1	1.3	0.5	-	12.8	0.2	1.016

#### 【外来】

##### 【参考数値】 無床診療所における都道府県内二次医療圏間患者流出入表

※1 出所元 外来患者流出入表は、平成29年患者調査の一般診療所の県内・県外の外来患者流出・流入数データを（無床診療所按分調整）、NDBの平成29年4月から30年3月までの無床診療所における初再診・在宅医療の診療分データ（12か月分算定回数）の都道府県内二次医療圏間流出入割合に応じて集計したものの。

※2 算出方法 二次医療圏間患者流出入調整係数 = [当該二次医療圏の外来患者数(患者住所地) + 当該二次医療圏外からの外来患者流入数 - 当該二次医療圏外への外来患者流出数] ÷ 当該二次医療圏の外来患者数(患者住所地)

02 青森県	患者数（施設所在地）（無床診療所の外来患者数、千人/日）							患者総数 (患者住所地)	患者流出入		
	0201 津軽地域	0202 八戸地域	0203 青森地域	0204 西北五地域	0205 上十三地域	0206 下北地域	都道府県外		患者流出入数 (千人/日)	患者流出入 調整係数	
患者数 (患者住所地)	0201 津軽地域	8.299	0.004	0.126	0.134	0.001	0.000	0.056	8.620	0.207	1.024
	0202 八戸地域	0.003	10.942	0.014	0.000	0.273	0.001	0.093	11.327	0.586	1.052
	0203 青森地域	0.202	0.009	11.726	0.013	0.008	0.001	0.065	12.023	0.135	1.011
	0204 西北五地域	0.269	0.005	0.129	4.212	0.001	0.000	0.071	4.687	-0.316	0.933
	0205 上十三地域	0.005	0.617	0.067	0.000	4.045	0.055	0.041	4.831	-0.464	0.904
	0206 下北地域	0.006	0.019	0.045	0.000	0.022	1.663	0.028	1.783	-0.059	0.967
	都道府県外	0.043	0.315	0.051	0.011	0.017	0.004	-	-	-	-
患者総数(施設所在地)	8.827	11.912	12.158	4.370	4.367	1.724	-	43.270	0.088	1.002	

○二次医療圏域の設定の見直し

医師確保計画作成指針では、圏域の人口規模 20 万人未満を見直しの基準としており、西北五地域、上十三地域、下北地域がこれを下回っています。

医療計画策定の際に同様の基準で検討済みであることから、見直しはしないこととします。

○患者受療動向

各圏域の入院医療について、津軽地域、八戸地域、青森地域の患者は、90%以上が自圏域の医療機関に入院しています。

西北五地域は約 60%、上十三地域、下北地域は、約 75%前後となっていますが、肺炎や大腿骨頸部骨折等、構想区域内で対応する必要があるとされている疾患に関しては、概ね自圏域で対応しています。

○その他考慮する事項

広い県土、津軽、下北半島、陸奥湾等の地理的状況や生活圏等の状況、及び本県の各種計画や保健・医療・福祉・介護サービスの提供との整合性を考慮します。

○これらを総合的に判断し、現行の二次医療圏を構想区域として設定しています。

○医師少数スポット

医師少数区域は二次医療圏ごとに設定され、区域内の医師の確保を重点的に推進するものですが、医師少数区域ではない二次医療圏の中にも局所的に医師が少ない地域があります。そのような地域を都道府県が任意に「医師少数スポット」として下表のように定め、医師少数区域と同様に扱うこととされています。

青森地域

外ヶ浜

三厩診療所

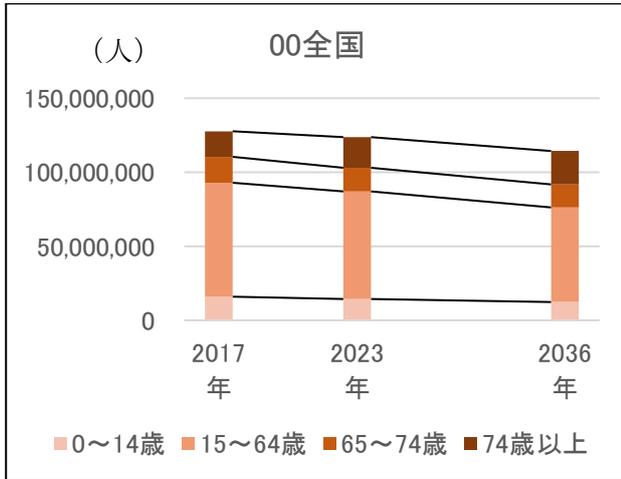
今別診療所

ここに医師少数スポットの一覧を表にして掲載

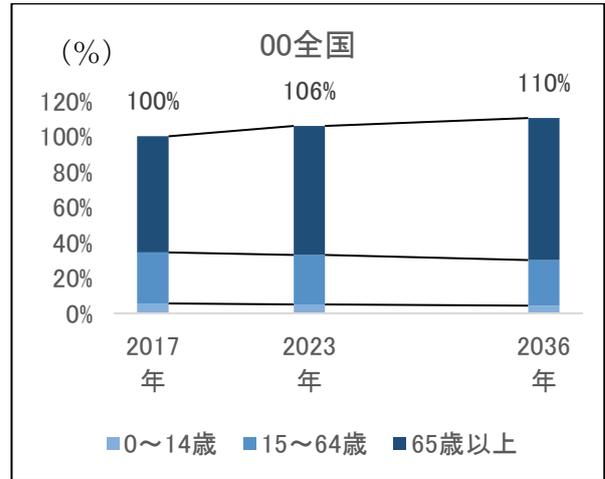
#### 4 三次医療圏

##### (1) 将来の人口推計と医療需要の状況

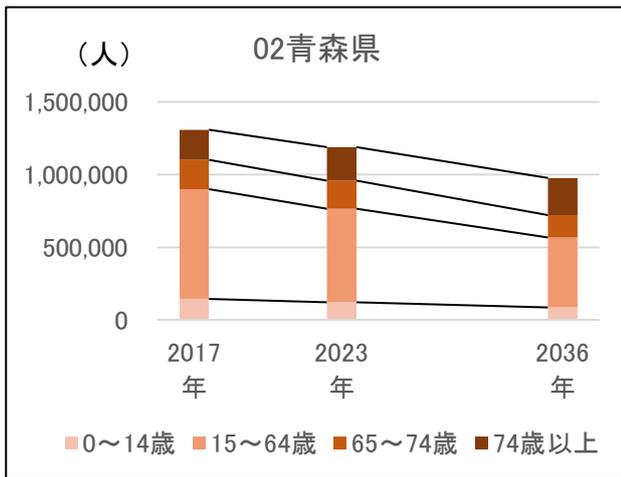
全国の人口推計



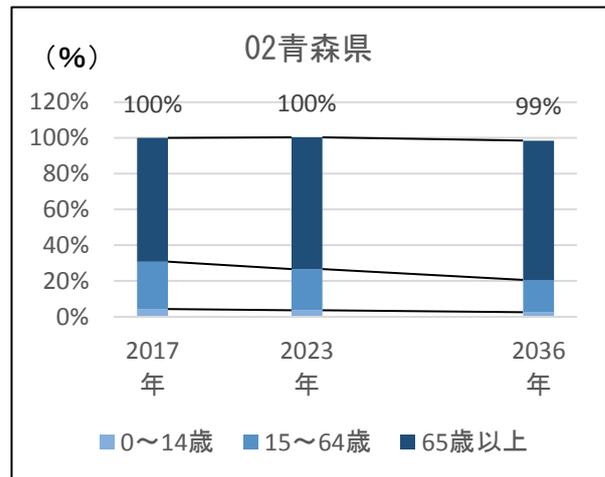
全国の医療需要推計



青森県の人口推計



青森県の医療需要推計



※医療需要は全国における性年齢階級別受療率と当該地域の性年齢階級別人口を乗じた数値。

##### (2) 目標医師数等

医師 偏在指標		医療施設従事 医師数(2016年)	計算上の目標 医師数(2023年)	目標医師数 (2023年)	必要医師数 (2036年)
172.9	医師少数県	2,563	2,886	2,886	3,369

##### (3) 医師確保の方針

- ・ 医師少数県であり、医師数の増加を基本とする。

(4) 目標医師数を達成するための必要な施策

①2023年度末までに取り組むべき施策

②2036年度末までに取り組むべき施策

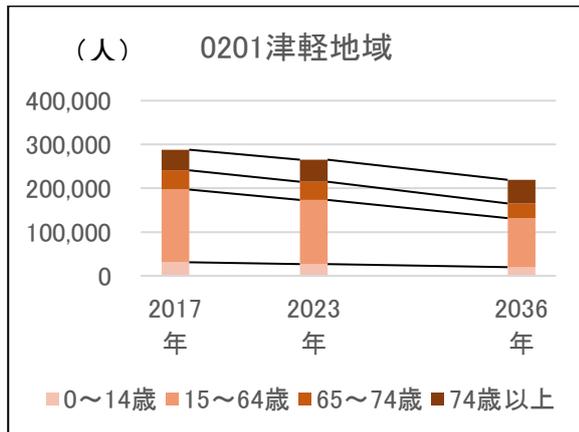
## 5 二次医療圏

### (1) 津軽地域

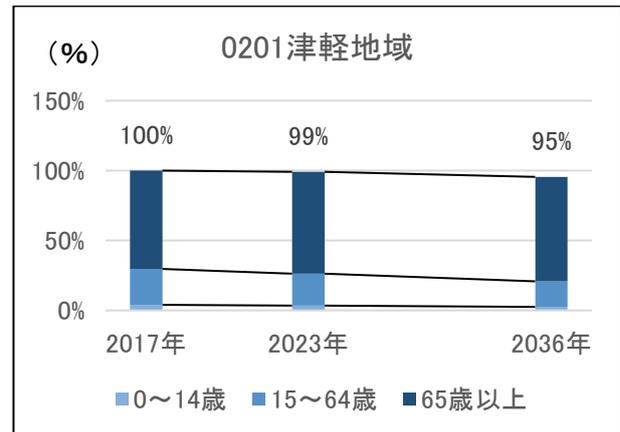
#### ①医療提供体制の現状

#### ②将来の人口推計と医療需要の状況

圏域内の人口推計



圏域内の医療需要推計



#### ③目標医師数等

医師偏在指標		医療施設従事医師数(2016年)	計算上の目標医師数(2023年)	目標医師数(2023年)	必要医師数(2036年)
238.8	医師多数区域	846	522	846	738

#### ④医師確保の方針

#### ⑤取り組むべき施策

ここに各医療機関の医師派遣状況の一覧表を掲載

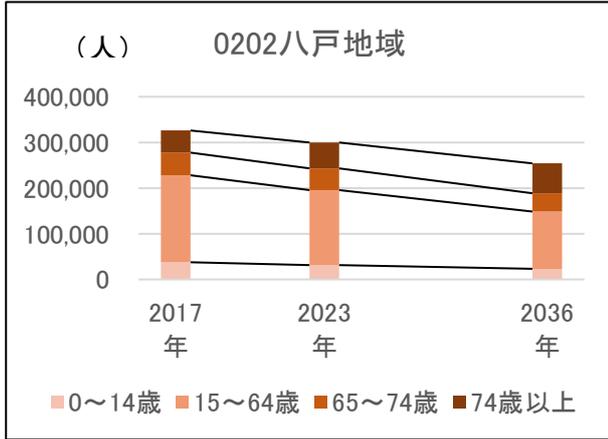
→表の作成にあたり、7月に各医療機関へ対し、特定の1か月(令和元年6月を想定)の勤務実績を照会することを考えています。

(2) 八戸地域

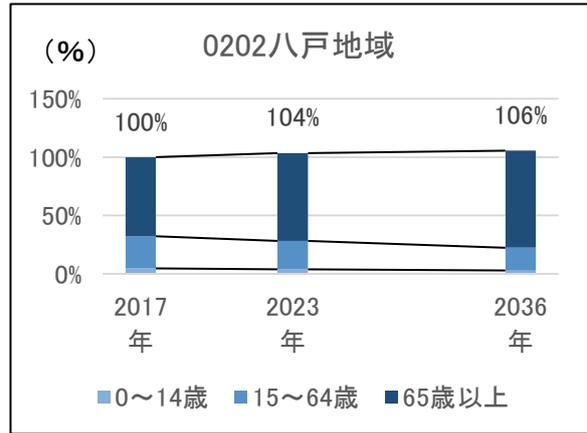
①医療提供体制の現状

②将来の人口推計と医療需要の状況

圏域内の人口推計



圏域内の医療需要推計



③目標医師数等

医師偏在指標		医療施設従事医師数(2016年)	計算上の目標医師数(2023年)	目標医師数(2023年)	必要医師数(2036年)
162.2	医師少数区域	587	547	587	882

④医師確保の方針

⑤目標医師数を達成するための必要な施策

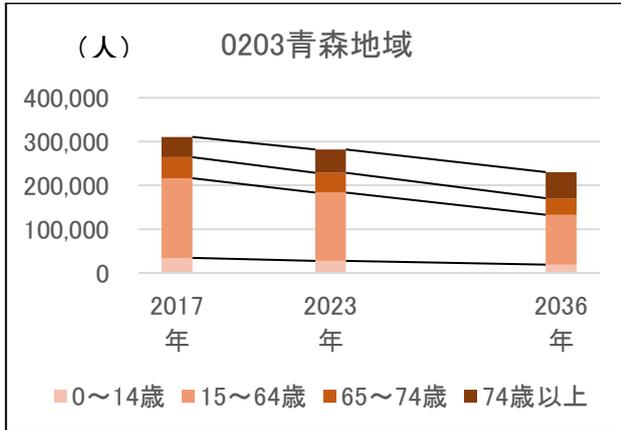
医師派遣一覧表（圏域分）を表示

(3) 青森地域

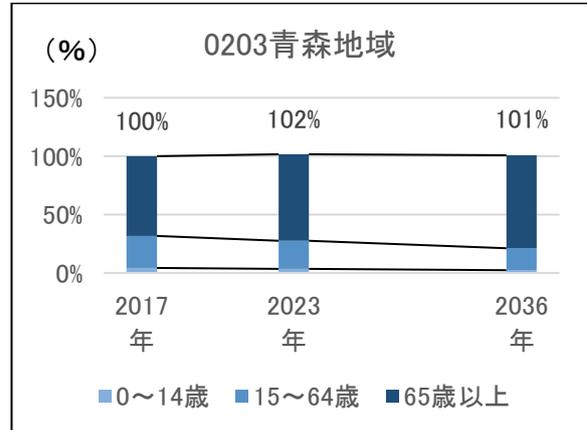
①医療提供体制の現状

②将来の人口推計と医療需要の状況

圏域内の人口推計



圏域内の医療需要推計



③目標医師数等

医師偏在指標		医療施設従事医師数(2016年)	計算上の目標医師数(2023年)	目標医師数(2023年)	必要医師数(2036年)
172.9	—	649	548	649	789

④医師確保の方針

⑤目標医師数を達成するための必要な施策

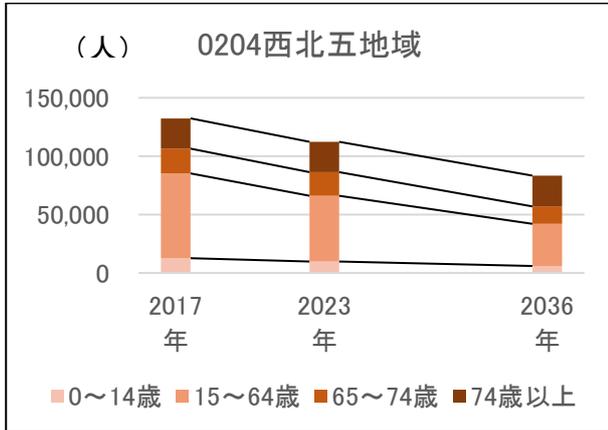
医師派遣一覧表（圏域分）を表示

(4) 西北五地域

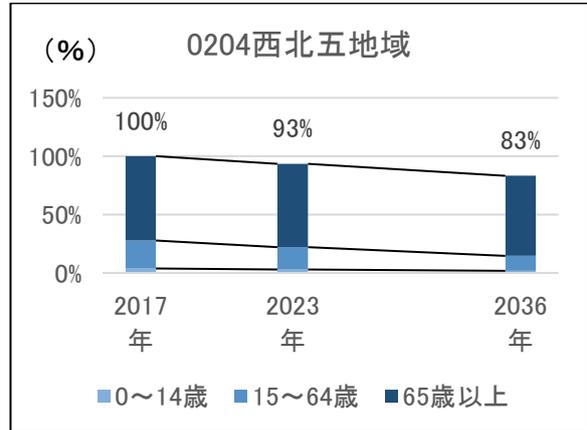
①医療提供体制の現状

②将来の人口推計と医療需要の状況

圏域内の人口推計



圏域内の医療需要推計



③目標医師数等

医師偏在指標		医療施設従事医師数(2016年)	計算上の目標医師数(2023年)	目標医師数(2023年)	必要医師数(2036年)
116.6	医師少数区域	159	184	184	309

④医師確保の方針

⑤目標医師数を達成するための必要な施策

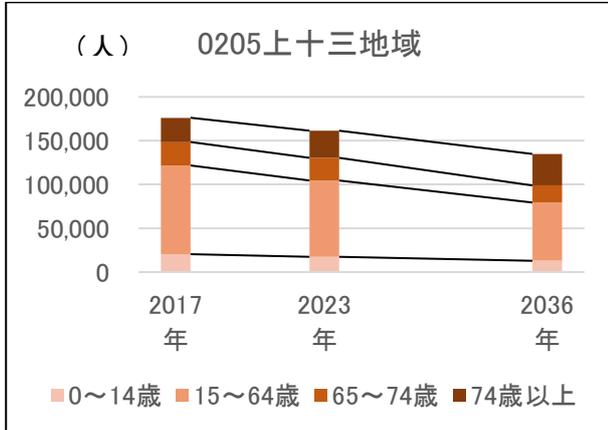
医師派遣一覧表（圏域分）を表示

(5) 上十三地域

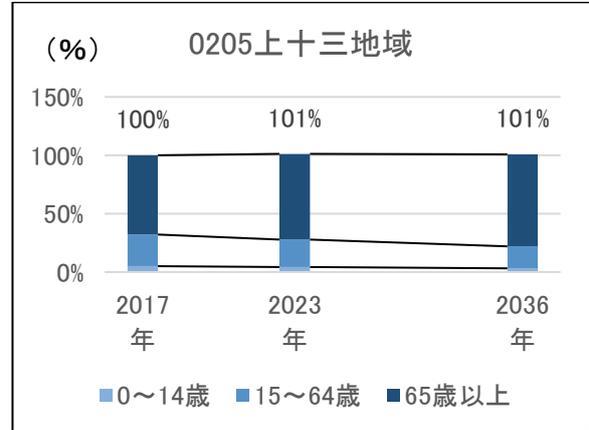
①医療提供体制の現状

②将来の人口推計と医療需要の状況

圏域内の人口推計



圏域内の医療需要推計



③目標医師数等

医師偏在指標		医療施設従事医師数(2016年)	計算上の目標医師数(2023年)	目標医師数(2023年)	必要医師数(2036年)
122.4	医師少数区域	217	258	258	228

④医師確保の方針

⑤目標医師数を達成するための必要な施策

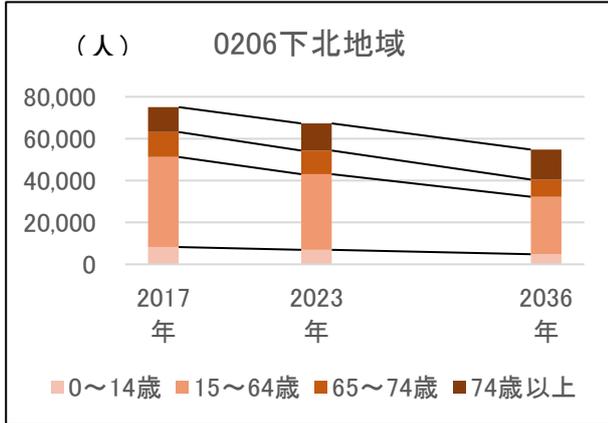
医師派遣一覧表（圏域分）を表示

(6) 下北地域

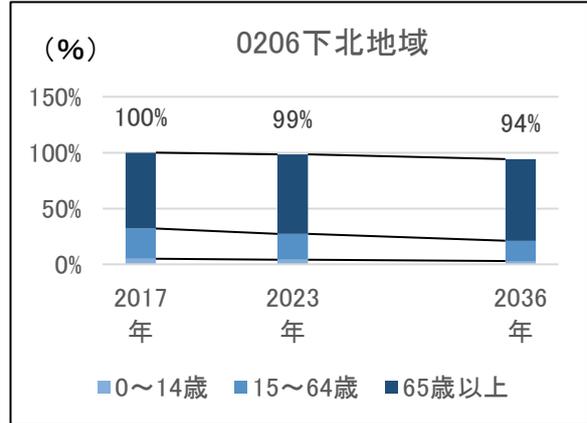
①医療提供体制の現状

②将来の人口推計と医療需要の状況

圏域内の人口推計



圏域内の医療需要推計



③目標医師数等

医師偏在指標		医療施設従事医師数(2016年)	計算上の目標医師数(2023年)	目標医師数(2023年)	必要医師数(2036年)
164.6	—	105	98	105	83

④医師確保の方針

⑤目標医師数を達成するための必要な施策

医師派遣一覧表（圏域分）を表示

# 産科における医師確保計画

## 1 医師偏在指標及び相対的医師少数区域について

順位	産科医師偏在指標		産科医師数		分娩件数	分娩件数将来	産科偏在対策 基準医師数 (2023年)(人)	
	周産期医療圏名	産科医師 偏在指標	産科医師数 (人)	分娩取扱い 医師数割合%	年間調整後 分娩件数 (千件)	推計(2023年 年間分娩件数) (千件)		
—	—	00全国	12.8	11,349	75%	888.5	791.8	-
43	少数	02青森県	9.4	88	85%	9.4	7.7	87
41		02101津軽地域	17.0	33	82%	2.0	1.8	16.3
66		02106下北地域	15.1	7	86%	0.5	0.4	3.6
217	少数	02105上十三地域	8.4	7	73%	0.8	0.6	5.7
219	少数	02104西北五地域	8.3	6	102%	0.7	0.5	5.0
252	少数	02103青森地域	7.1	18	79%	2.4	2.0	18.1
273	少数	02102八戸地域	5.7	17	93%	2.9	2.4	22.1

## 2 医師偏在指標の算定基礎

(1) 産科医師偏在指標＝

$$\frac{\text{標準化産科・産婦人科医師数 (※)}}{\text{分娩件数} \div 1000 \text{ 件}}$$

※標準化産科医師数＝

$$\frac{\sum \text{性} \cdot \text{年齢階級別医師数} \times \text{性} \cdot \text{年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

(2) 妊婦の流出入

産科医師偏在指標では、「里帰り出産」等の医療提供体制とは直接関係しない流出入がありますが、現時点で妊婦の住所地と分娩が実際に行われた医療機関の所在地の両方を把握できる調査がないため、医療需要として分娩が実際に行われた医療機関の所在地が把握できる「医療施設調査」における「分娩数」を用いており、都道府県間の流出入調整は不要です。

(3) 産科医師数：三師調査における産科医師数と産婦人科医師数の合計

(4) 産科偏在対策基準医師数：計画の周期である2023年に、下位33.3パーセンタイル値を脱する医師数。確保すべき医師数の目標ではない。

### 3 三次医療圏

No.	産科医師偏在指標		産科医師数		分娩件数	分娩件数将来推計	産科偏在対策基準 医師数(2023 年)(人)
	周産期医療圏名	産科医師 偏在指標	産科医師数(人)	分娩取扱い 医師数割合%	年間調整後 分娩件数 (千件)	(2023年年間分娩 件数) (千件)	
43	<b>少数</b> 02青森県	9.4	88	85%	9.4	7.7	87

(1) 相対的医師少数県

(2) 医師確保の方針

(3) 個別検討事項

(4) 基準医師数を踏まえた施策

## 小児科における医師確保計画

相対的に少ない地域でも、労働環境を踏まえれば、不足している可能性がある  
 その場合は、総数の確保。医師派遣以外の施策の検討が必要

### 1 医師偏在指標及び相対的医師少数区域について

順位		圏域名	小児科医師 偏在指標	小児科医師数 (人)	年少人口(0-14 歳)(10万人)	年少人口将来推 計(2023年年少 人口)(10万人)	小児科偏在対策 基準医師数 (2023年)(人)
—		全国	106.2	16,937	159.5	144.7	-
37	少数	青森県	93.5	133	1.4	1.2	116

18		津軽地域	159.0	50	0.3	0.3	24.0
296	少数	八戸地域	57.2	25	0.4	0.3	30.6
218	少数	青森地域	84.3	30	0.3	0.3	24.2
255	少数	西北五地域	73.2	7	0.1	0.1	6.5
149		上十三地域	98.7	16	0.2	0.2	11.6
272	少数	下北地域	68.0	5	0.1	0.1	5.6

### 2 医師偏在指標の算定基礎

(1) 医師偏在指標＝

$$\frac{\text{標準化小児科医師数(※1)}}{\text{地域の年少人口(10万人)} \times \text{地域の標準化受療率比(※2)}}$$

※1 標準化小児科医師数＝

$$\frac{\sum \text{性} \cdot \text{年齢階級別医師数} \times \text{性} \cdot \text{年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

※2 地域の標準化受療率比＝

$$\frac{\text{地域の外来期待受療率(※3)}}{\text{全国の外來期待受療率}}$$

※3 地域の期待外来受療率＝

$$\frac{\sum \text{全国の性} \cdot \text{年齢階級別受療率} \times \text{地域の性} \cdot \text{年齢階級別年少人口}}{\text{地域の年少人口}}$$

(2) 医療需要：15歳未満の人口を「年少人口」と定義し、性・年齢階層別受療率により調整。

(3) 患者の流出入（織り込み済み）：

① 入院患者

ア 都道府県間の流出入は0千人／1日

これ以外に何かあれば、反映する。  
 ただし、1000人以下の流出入は調整する  
 必要なし（国の説明会）

イ 圏域間の流出入

	患者数（施設所在地）（病院の入院患者数、千人/日）							患者総数 （患者住所 地）	患者流出入		
	02 青森県	津軽地域	八戸地域	青森地域	西北五地域	上十三地域	下北地域		都道府県外	患者流出入 数(千人/日)	患者流出入 調整係数
患者数 （患者住所 地）	津軽地域	0.044	0.000	0.019	0.001	0.000	0.000	0.000	0.065	0.019	1.292
	八戸地域	0.006	0.052	0.002	0.000	0.001	0.000	0.000	0.060	0.010	1.164
	青森地域	0.020	0.000	0.055	0.000	0.000	0.000	0.000	0.076	0.012	1.164
	西北五地域	0.009	0.001	0.006	0.012	0.000	0.000	0.000	0.027	-0.014	0.478
	上十三地域	0.003	0.013	0.004	0.000	0.017	0.002	0.000	0.040	-0.022	0.455
	下北地域	0.002	0.004	0.002	0.000	0.000	0.009	0.000	0.017	-0.005	0.685
	都道府県外	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	-	-	-	-
患者総数(施設所在地)	0.084	0.070	0.088	0.013	0.018	0.012	-	0.285	0.000	1.000	

（平成 29 年患者調査の病院の県内・県外の入院患者流出・流入数データを（0-14 歳按分）、NDB の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの 0-14 歳の病院における入院の診療分データ（12 か月分実日数）の都道府県間流出入割合、都道府県内の小児医療県間流出入割合に応じて集計。）

②無床診療所

ア 都道府県の流出入 49 人 / 1 日の流入

イ 圏域間の流出入

患者数（施設所在地）（無床診療所の外来患者数、千人/日）							患者総数 （患者住所 地）	患者流出入	
津軽地域	八戸地域	青森地域	西北五地域	上十三地域	下北地域	都道府県外		患者流出入 数(千人/日)	患者流出入 調整係数
1.024	0.000	0.007	0.021	0.000	0.000	0.000	1.053	0.029	1.027
0.000	1.111	0.002	0.000	0.042	0.000	0.000	1.156	0.122	1.105
0.038	0.001	1.347	0.002	0.001	0.000	0.000	1.389	-0.018	0.987
0.015	0.000	0.003	0.400	0.000	0.000	0.000	0.419	0.005	1.011
0.000	0.125	0.004	0.000	0.410	0.013	0.000	0.552	-0.097	0.825
0.000	0.001	0.004	0.000	0.001	0.158	0.000	0.164	0.009	1.054
0.003	0.038	0.004	0.001	0.002	0.001	-	-	-	-
1.081	1.278	1.371	0.423	0.456	0.173	-	4.732	0.049	1.010

（平成 29 年患者調査の一般診療所の県内・県外の外来患者流出・流入数データを（0-14 歳按分、無床診療所按分）、NDB の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの 0-14 歳の無床診療所における初再診・在宅医療の診療分データ（12 か月分算定回数）の、都道府県間流出入割合都道府県内小児医療圏間流出入割合に応じて集計。）

（4）医師数：三師調査における小児科医師数

（5）小児科偏在対策基準医師数：計画の終期である 2023 年に、下位 33.3 パーセント値を脱する医師数。確保すべき医師数の目標ではない。

### 3 三次医療圏

#### (1) 目標医師数等

医師偏在指標		小児科医師数	小児科偏在対策基準医師数(2023年)(人)	目標医師数(2023年)
93.5	相対的医師少数県	133	116人	どうやって設定？

#### (2) 医師確保の方針

#### (3) 個別検討事項

#### (4) 基準医師数を踏まえた施策